

富山県の物品等調達に係る随意契約の実施（随意契約前の公表）

富山県の物品等調達について、次のとおり地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第4号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第100条第2項第2号の規定により公表する。

令和5年5月19日

富山県知事 新田 八朗

1 随意契約する事項

(1) 購入物品等名及び数量

農業用水路転落防止カバー 53個

(2) 購入物品等の規格、機能、性能等

山形タイプ (W1,000×D700、溶融亜鉛メッキ仕上)

(3) 納入期限

令和5年6月30日

(4) 納入場所

富山県立砺波工業高等学校

2 契約の相手方の選定の基準及び決定の方法

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図るものとして知事の認定を受けた者。契約の相手方に見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内であるか確認し、契約する。

3 この随意契約に参加しようとする者の申請方法

富山県知事あての見積書を富山県立砺波工業高等学校に提出すること。